

後期高齢者医療制度のお知らせ

◆高額介護合算療養費について

後期高齢者医療保険と介護保険の両方を利用している世帯の自己負担を軽減する制度です。

同じ世帯にある加入者全員の1年間に支払った医療費と介護サービス費の自己負担額合計が表の基準額を超えた場合、その超えた額が高額介護合算療養費として支給されます。

【1年分の自己負担額の計算期間＝令和元年8月1日～令和2年7月31日】

負担割合	区分		自己負担額基準額
3割	現役Ⅲ	課税所得 690 万円以上	212 万円
	現役Ⅱ	課税所得 380 万円以上	141 万円
	現役Ⅰ	課税所得 145 万円以上	67 万円
1割	一般	現役Ⅰ・Ⅱ・Ⅲ、低所得者Ⅰ・Ⅱ以外の方	56 万円
	低所得者Ⅱ	世帯員全員が住民税非課税の方で、低所得者Ⅰに該当しない方	31 万円
	低所得者Ⅰ	世帯員全員が住民税非課税であり、世帯全員の所得が0円（公的年金収入のみの場合、その受給額が80万円以下）、または高齢福祉年金を受給している方	19 万円

※後期高齢者医療保険と介護保険の両方に自己負担額がある場合のみ対象となります。

※支給額が500円以下の場合には支給されません。

◆申請手続きについて

令和元年8月1日から令和2年7月31日までの期間について支給の対象となる方には、北海道後期高齢者医療広域連合より3月から4月までに申請のご案内があります。なお、手続きには窓口への申請が必要です。

問合先

北海道後期高齢者医療広域連合 Tel.011-290-5601
保険医療課（市役所1階）6番窓口 Tel.28-8018

滝川市の新しいハザードマップができました

ハザードマップとは……

洪水などの災害が発生した場合に、どの地域にどの程度の被害が発生するのかを予測した結果を色分けするなどして表した地図です。

近年、各地でこれまでの想定をはるかに超えた大規模な自然災害が頻発しています。災害は時と場所を選びません。災害への備えの第一歩として、このハザードマップで自分が住んでいる地域の状況を確認してみてください。

主な内容

- 洪水・土砂災害ハザードマップ
- 災害時等の情報の集め方、読み方
- 避難所一覧
- 備蓄品チェックリスト など

※今後このハザードマップを使った研修会などを開催する予定です。配布後も各家庭で大切に保管願います。



令和3年2月下旬から順次、全戸配布開始

※3月になっても届かない場合は問合先へご連絡ください。

問合先

防災危機対策室 Tel.28-8003